

薬生監麻発 1226 第 1 号  
令和 4 年 12 月 26 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する  
監視指導の徹底について（依頼）

医薬品、医療機器等に係る監視指導については、種々御配慮いただいているところですが、今般、別添写しのとおり、独立行政法人国民生活センター商品テスト部から当課に対して医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）に基づく指導の要望がありました。

つきましては、独立行政法人国民生活センターが発表した「シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査 - ケイ素の摂取は美容や健康に良い? -」の商品テストの対象製品及び類似製品等について、必要に応じて健康増進法及び景品表示法所管部局と連携しつつ、法に基づく監視指導の一層の徹底を図るよう御留意願います。